

## ～温度帯改正について～

### ○経緯

近年、冷蔵倉庫業界において、冷凍食品の保管量の増加や電力料金の高騰等の環境の変化が生じているところ、過冷却を抑制し、環境負荷の低減を図る観点から、従来の温度帯区分を細分化し、より適正な取引を促す必要があることから、倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示について所要の改正を行い、令和5年12月28日に公布しました。

### ○改正内容(移行表)

倉庫業法施行規則 温度帯改正

		10	-2	-10	-20	-30	-40	-50				
旧 温度 帯	入庫品温	15 (C2&C3)	-5 (C1)	-10 (F1)	-20 (F2)	-30 (F3)	-40 (F4)					
		C3	C2	C1	F1	F2	F3	F4				
	設計庫内温度		0	-6	-15	-25	-35	-45	-55			
新 温度 帯			0	-6	-14	-21	-27	-32.5	-37.5	-42.5	-47.5	-55
		C3	C2	C1	F1	F2	F3	SF1	SF2	SF3	SF4	
	入庫品温	15 (C2&C3)	-5 (C1)	-10 (F1)	-18 (F2)	-25 (F3)	-30 (SF1)	-35 (SF2)	-40 (SF3&SF4)			
		10	-2	-10	-18	-24	-30	-35	-40	-45	-50	

## ○倉庫業管理システムでの管理

旧	新
F 1	F 2
F 2	SF 1
F 3	SF 3
F 4	SF 4

※旧C 1において、新F 1に跨る温度については、原則新C 1として取り扱うこととする。（新F 1として運用する場合は、再審査が必要）